

生活道路の新たな交通安全対策



ゾーン30



ゾーン30って、
なあに？

START



新たな生活道路の安全対策。

交通量が多く危険な生活道路を時速30キロに規制し、抜け道にならないようゾーン内の出入り口を明確にします。(背板付きの標識と路面表示が目印です)

何で
30キロ
なの？

すぐ止まることができ、
重大事故が少ない。
危険に対応でき、重大事故になり
にくい速度が30キロ以下です。



GOAL

この標識・表示はゾーン30
を知らせるものなんだ。
ゾーン内を抜け道として通る
のは控えよう。



どこを
指定
するの？



危険な生活道路が対象。
生活道路が抜け道になってい
て危険な道路や、地域の要望
が高い場所から選びます。

5年間で県内48カ所の対策を予定しています。

平成24年度実施箇所 (11カ所)

- ①前橋市下細井町地内
- ②前橋市三俣町三丁目地内
- ③高崎市稲荷町地内周辺
- ④高崎市新町地内 (第一小周辺)
- ⑤高崎市新町地内 (第二小周辺)
- ⑥富岡市内匠地内
- ⑦伊勢崎市今泉町地内
- ⑧太田市高林東町地内
- ⑨館林市城町地内
- ⑩渋川市有馬地内周辺
- ⑪沼田市高橋場町地内

地域の声を
聞きながら
進めます



上州くん



みやまちゃん

お問い合わせ先 027-243-0110

群馬県警察本部
交通部交通規制課

平成24年度実施箇所 (11カ所)

